

# 一般社団法人 日本リモートセンシング学会

## 役員等人事に関する内規

### 1. 会長、副会長

- (1) 選任方法：会長、副会長については、「役員候補選考に関する細則」並びに「役員候補選考に関する内規」に基づき、定時総会において承認された理事の中から、理事会において選任される。
- (2) 任期：2年を越えて在任しない。2年未満であっても理事の任期が終了すれば会長、副会長の各任期もその時点で終了する。

### 2. 理事、監事

- (1) 選任方法：定時総会において選任される。
- (2) 総会への候補の提案：「役員候補選考に関する細則」並びに「役員候補選考に関する内規」に基づく。
- (3) 任期：2年。但し、「役員候補選考に関する細則」第9条の特例により再任もあり得る。

### 3. 評議員

- (1) 選任方法：会長が委嘱する。  
本学会の正会員の中から選ばれる。
- (2) 任期：1年。但し、再任は妨げない。

### 4. 委員会委員長

- 役員候補選考委員会委員長を除く委員会委員長に対して以下の規定を適用する。役員候補選考委員会委員長選考に関しては「役員候補選考に関する細則」並びに「役員候補選考に関する内規」に基づく。
- (1) 選任方法：原則として、理事の中から会長が委嘱する。但し、必要なときは役員でない正会員の中から会長が委嘱することができる。
  - (2) 任期：1年。但し、再任は妨げない。

### 5. 部会長及び幹事

- (1) 委嘱方法：当該委員会委員長の推薦により、理事会の承認を得て会長が委嘱する
- (2) 任期：原則として1年。但し、当該部会が存続している期間の再任は妨げない。

### 6. 顧問

- (1) 選任方法：理事会の推薦により、会長が総会に諮って承認を得る。
- (2) 任期：原則として、終身。

## 7. 終身会員

会員資格取得方法：正会員からの申し出により理事会で決定する。

当面は増員しない。

平成12年2月10日 改定

平成12年4月 1日 施行

平成15年5月15日 改定

平成21年4月21日 改定

平成21年12月21日 改定

平成24年4月 1日 改定

平成24年10月2日 改定

平成25年6月17日 改定